

30 国際第 832 号

関税割当公表第 TPP 6 号

平成30年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく粉乳及びバターミルクパウダーの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる粉乳及びバターミルクパウダーの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年11月6日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

CPTPP第2章 附属書2-D 付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP11の粉乳及びバターミルクパウダーであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402.21号の1及び第0402.29号の1に掲げる物品並びに同法別表第0403.90号の1に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水

産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの

2 割当数量 全乳換算数量 500トン

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

次の2回に分けて行う。

(1) 平成30年11月26日（月）から同年12月3日（月）まで

(2) 平成30年12月6日（木）から同年12月12日（水）まで

ただし、(2)に掲げる期間においては、(1)に掲げる期間に行われた申請に対する配分において生じた残量が、商業上実施可能な数量として1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。また、(1)に掲げる期間において関税割当申請書を提出した者は、(2)に掲げる期間においては関税割当申請書を提出することはできない。

なお、(2)に掲げる期間における配分の実施の有無及び実施する場合の（第1の2に掲げる割当数量に対する）配分可能数量（上限）は、(2)の開始日の午前10時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff2.html>）において公表する。

2 提出時間

午前10時から正午まで

午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

次のすべての要件を満たす者

1 CPTPPに基づく「粉乳及びバターミルクパウダー」の販売若しくは

輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人

- 2 平成30年11月6日（火）午前10時から同年11月14日（水）正午までに、当省ウェブサイトの申請登録フォームから、申請登録申込を行った者（登録フォームの内容は別記様式5参照）（注：法人又は個人による申請登録申込は1回のみとする。）

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の粉乳及びバターミルクパウダーの輸入実績数量等一覧表（別記様式1）
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の粉乳及びバターミルクパウダーの輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式2）
- 3 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票）
- 4 輸入商品説明書（別記様式3）2通

第7 割当基準

1 申請数量

1 申請者当たりの申請数量は、全乳換算数量63トンを上限とする。

- 2 第5の2の期間に掲げる申請登録申込において、第1の2に定める割当数量を超える数量の申込があった場合

申請順位を定めるために、抽選を行うこととし、抽選方法については、別添によって実施するものとする。

抽選日及び抽選のための各者の申請登録番号については、平成30年11月19日（月）午後2時以降に当省ウェブサイトで公表する。また、抽選結果については、抽選を行った日の翌日（行政機関の休日にあたる場合は翌開庁日）の午後2時以降に、当省ウェブサイトで公表する。

第4の1の(1)又は(2)の期間における関税割当申請書の申請数量について、各者は第5の2の申請登録申込時の申請数量の範囲内で行うものとする。

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

(1) 第4の1の(1)に掲げる期間

当該期間内に申請した者は同着とみなし、申請登録後の抽選による申請順位の上位の者から配分可能数量（上限）に達するまで数量を割り当てる。

(2) 第4の1の(2)に掲げる各期間

第4の1の(1)の期間の申請後、配分可能数量が生じた場合には、当該期間内に申請した者は同着とみなし、第4の1の(1)の期間に申請を行った者以外の者に対し、申請登録後の抽選による申請順位の上位の者から、配分可能数量（上限）に達するまで申請数量を割り当てる。

3 第5の2の期間に掲げる申請登録申込において、第1の2に定める割当数量を下回る数量の申込があった場合

平成30年11月19日（月）午後2時以降に、抽選を行わない旨の通知を当省ウェブサイトで公表する。

第4の1の(1)又は(2)の期間における関税割当申請書の申請数量について、各者は第5の2の申請登録申込時の申請数量の範囲内で行うものとする。申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

(1) 第4の1の(1)に掲げる期間

当該期間内に申請した者は同着とみなし、各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 第4の1の(2)に掲げる期間

当該期間内に申請した者は同着とみなし、第4の1の(1)の期間に申請を行った者以外の者に対し、申請数量を割り当てる。

第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、CPTPPの発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、品目毎の配分結果は当省ウェブサイトにおいて平成30年12月25日（火）までに公表するとともに、配分数量を第2に掲げる担当課から割当期間の開始までに連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第10 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、輸入商品説明書（別記様式3）は2通、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

さらに、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

また、複数の異なる物品の申請を行う場合は、輸入商品説明書毎に、申請書類を作成することとし、別記様式4を1通提出するものとする。なお、複数の異なる物品を申請する場合でも、1申請者当たりの申請総数量は、第7の1に定める申請数量の上限を超えてはならないものとする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他

の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 配分を受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第4条）返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の写しを添付するものとする。

- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 5 関税割当証明書の発給を受けて「CPTPPに基づく粉乳及びバターミルクパウダー」を輸入しようとする者は、輸入申告時に、関税割当申請時に提出されかつ農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課の承認を得た輸入商品説明書（別記様式3）を関税割当証明書に添付し、税関に提出しなければならない。やむを得ない理由により当該商品説明書と異なる物品を輸入しようとする者は、速やかに物品の変更理由説明書と新たな輸入商品説明書を農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課に提出し、新たな輸入商品説明書（別記様式3）の承認を受けなければならない。ただし、この変更手続は、関税割当証明書の発給を受けた年度の2月末までとする。
- 6 関税割当てに必要な書類の提出を別途求めることがある。

<注> 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量を算定するための換算係数については、CPTPP第2章附属書2-D付録A第B節に掲げるTWQ-JP11の内容に従うものとする。

関税分類番号	TWQ-J P11に基づく換算係数
040221.119	8.9
040221.129	13.43
040229.119	8.9
040229.129	13.43
040390.113	6.48
040390.123	8.57
040390.133	13.43